訪問看護ステーションココカラいわて
重要事項

この重要事項は、「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準」（厚生省令第 80 号）第 24 条各項及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 32 条各項に基づいて掲示または掲載するものです。

1　事業所の概要

事　業　者	特定非営利活動法人ココカラいわて
事　業　所　名	訪問看護ステーションココカラいわて
所　在　地	〒020-0831　岩手県盛岡市三本柳 10 地割 102 番地第３ミネルバビル 1Ａ
連　絡　先	電話：019-681-8865　FAX：019-681-8882 メール：peersupport@kokokaraiwate.com
管　理　者	久保田 恭介
指定番号等	ステーションコード（健康保険）：0191076（令和８年 10 月１日指定） 事業所番号（介護保険）：0360190870（令和８年 10 月１日指定）

2　運営方針

利用者の心身の状態や意思を尊重し、居宅で自立した日常生活を営めるよう療養生活を支援します。

主治医、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関等と連携し、適切な訪問看護の提供に努めます。

3　職員体制

職種	人数
管理者兼訪問看護師	１名
訪問看護師	２名
その他職員（ピアサポーターを含む。）	常勤２名　非常勤１名

4　サービス内容

心身・病状・生活環境のアセスメント、療養生活の支援、褥瘡の予防・処置、リハビリテーション、認知症・精神障がい等に対する看護、療養生活や介護方法の相談・助言、服薬・医療器具の管理、医師の指示による医療処置・検査等の補助、入退院（所）時の共同指導等を行います。

また、必要に応じ、ピアサポーターが同行訪問する場合があります。

5　営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで （土・日曜日、祝日及び 12 月 29 日から１月３日までを除く。）
営業時間	午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

6　通常の事業実施地域

盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町の全域

7　利用料・その他の費用

利用料は、医療保険については関係法令に基づく額、介護保険については介護報酬告示上の額に利用者負担割合を乗じた額となります。具体的な利用者負担額は、保険区分や負担割合、算定項目等に応じた別紙料金表をご確認ください。

また、その他の費用の種類と金額・条件は次の表のとおりです。

その他の費用の種類	金額・条件
通常の事業実施地域内の交通費	無料
通常の事業実施地域外の交通費 （花巻市・北上市・遠野市）	無料
通常の事業実施地域外の交通費 （上記３市を除く地域）	10 円／km（超過した距離）
キャンセル料	無料（前日午後 5 時までの連絡）
	2,000 円／回 （利用者の都合による当日の連絡又は連絡がなく訪問時にサービス提供できない場合） ※急な入院や感染症状等により訪問を控える場合は請求しません。
保険適用外の訪問看護 （利用者の選定に基づくもの）	5,000 円／30 分（曜日・時間を問わず一律）

8　緊急時・事故発生時の対応

訪問看護の提供中に利用者の病状の急変等が生じた場合は、主治医、緊急連絡先（家族等）、救急機関等へ連絡し、必要な措置を講じます。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

事故が発生した場合は、関係市町村、利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じます。

※上記は訪問看護の提供中等における対応方法です。24 時間対応体制を示すものではありません。

9　苦情申し立て窓口

利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口を次のとおり設置します。苦情を受け付けた場合は、その内容を記録するとともに、即時解決に向けて速やかに対応します。

事業所窓口	ココカラいわてご意見窓口
担当者等	（苦情受付責任者）法人事務局長　岡部 健二郎 （窓口解決責任者）法人代表理事　上野 康隆
事業所連絡先	電話：019-681-8880　FAX：019-681-8882 メール：peersupport@kokokaraiwate.com

受　付　日　時	月曜日から金曜日まで（土・日曜日、祝日及び 12 月 29 日から１月３日までを除く。） 午前９時～午後５時（正午から午後１時までを除く）。

岩手県国民健康保険団体連合会のほかお住まいの市町村の市役所（町村役場）でも苦情を受け付けています。

精神科訪問看護の場合は精神保健担当部署、それ以外の訪問看護の場合は介護保険担当部署が受付窓口となります。

岩手県国民健康保険団体連合会 保健介護課分室	019-604-6700（直通）
盛岡市役所	019-651-4111（代表）
八幡平市役所	0195-74-2111（代表）
滝沢市役所	019-684-2111（代表）
雫石町役場	019-692-2111（代表）
葛巻町役場	0195-66-2111（代表）
岩手町役場	0195-62-2111（代表）
紫波町役場	019-672-2111（代表）
矢巾町役場	019-697-2111（代表）

10　虐待防止・身体的拘束等の適正化

利用者の人権を擁護し、虐待の発生・再発を防止するため、委員会の開催、職員への周知、研修、指針の整備及び担当者の配置等の措置を講じます。虐待が疑われる場合は、関係法令に基づき市町村等へ通報します。

また、緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行わず、やむを得ず行った場合は、その態様・時間、利用者の心身の状態及び理由を記録します。

11 個人情報の保護

業務上知り得た利用者及び家族の秘密を正当な理由なく漏らしません。サービス提供に必要な関係機関への情報提供は、必要に応じて利用者又は代理人の同意を得て行います。

作成日：令和８年 10 月１日